

↳ 委託販売における消費税の取扱い

Q : 委託販売をする場合、消費税はどのように取り扱われるのですか？

A : 委託者・受託者の取扱いは、次のようになっています。

【解説】

委託販売とは、委託者が一定の手数料を支払って受託者に商品などの販売を委託するものですが、消費税の取扱いは、次のようになっています。

[委託者]

① 原則

受託者が委託商品を譲渡したことに伴い收受した又は收受すべき金額が資産の譲渡等の金額となります。

② 特例

委託販売等のすべてについて、その資産の譲渡等の金額からその受託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者の資産の譲渡等の金額としているときは、これが認められます。

[受託者]

① 原則

委託者から受け取る委託販売手数料が役務の提供の対価となります。

② 特例

委託者から課税資産の譲渡等のみを行うことを委託されている場合には、委託された商品の譲渡等に伴い收受した又は收受すべき金額を課税資産の譲渡等の金額とし、委託者に支払う金額を課税仕入の金額とすることも認められます。

